

総務文教常任委員会資料

平成26年11月17日

教育委員会 教育総務課

目 次

1. 幼稚園保育料等の改正の必要性	・・・・・・・・	P 1
2. 幼稚園保育料の設定について	・・・・・・・・	P 1
3. 平成27年度保育料改正案について	・・・・・・・・	P 2
4. 多子世帯軽減の実施について	・・・・・・・・	P 3
5. 園児1人当たりにかかる費用	・・・・・・・・	P 4

幼稚園保育料等の改正について

1 幼稚園保育料等の改正の必要性

子ども・子育て支援法の制定により、幼稚園保育料の国基準が示された。その中で、保育料は、所得に応じた「応能負担」制度とされた。また、入園料は、基本的には廃止との見解が示された。現在、加東市の幼稚園保育料は「定額」制で国基準よりかなり低額となっている。しかし、必ずしも「応能負担」とすることは必須ではなく、公立幼稚園においては、保育料の決定は市の判断に委ねられている。

平成27年度においては、保護者負担を念頭に据え「定額」制を引き続き実施することとし、また、子育て支援と人口減少抑止の観点から、国の示す多子世帯軽減制度を導入し、多子世帯への保育料の軽減を図ることとする。この多子世帯軽減制度導入のための財源確保、また、入園料の廃止を受けての見直し、今後の認定こども園化や私立認定こども園・保育園とのバランス、将来的に国の示す「応能負担」制度への移行を見据えての保育料の改正が必要である。

2 幼稚園保育料の設定について

(1) 保育料の現状

入園料 入園時に6,000円

保育料 月額 5,000円

(2) 改正案

入園料 廃止

保育料 月額 6,000円

経過措置として、既に平成26年度中に入園料を納付している園児については、月額5,500円とする。

(3) 保育料算定の考え方

入園料 国の方針に基づいて廃止

保育料 国の見解では、入園料を分割して保育料に上乗せ可能であるため、従来徴収していた入園料6,000円を12月で分割し、保育料に上乗せした。

また、多子世帯軽減を実施することにより、幼稚園運営にかかる財源が不足する。それを補うため、500円増額した。

ただし、平成26年度中に入園料を既に納付した園児については、入園料分500円を差し引いた分の5,500円に設定した。

多子世帯軽減制度の導入

国の示す制度で同一世帯内にいる小学校3年生以下の児童を対象に、上から数えて、幼稚園に入園している児童が第2子の場合は保育料を半額とし、同様に数えて第3子以降にあたる児童については保育料を無料とする。

3. 平成27年度保育料改正案について

階層(国の基準)	国基準額	H26 年度	H27 年度案	
			経過措置児童	新入園児
1	生活保護世帯 0	5,000 (5,000)	0 0	0 0
2	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税 世帯含む) 9,100 (4,550)	5,000 (5,000)	5,500 (2,750)	6,000 (3,000)
3	市民税所得割課税額 77,100円以下 16,100 (8,050)	5,000 (5,000)	5,500 (2,750)	6,000 (3,000)
4	市民税所得割課税額 211,200円以下 20,500 (10,250)	5,000 (5,000)	5,500 (2,750)	6,000 (3,000)
5	市民税所得割課税額 211,201円以上 25,700 (12,850)	5,000 (5,000)	5,500 (2,750)	6,000 (3,000)
	第3子以降 0	5,000	0	0
	入園料 徴収しない	6,000	0	0
	備 考	※階層1及び2については、 申請により免除	※階層2については、申請により免除	

() 内は第2子の金額 (H27年度から半額を設定)

※8月の長期休業期間も徴収

※給食費は、別途月額3,700円(平均額)徴収(実費徴収)

※経過措置児童とは、H26年度に入園し、既に入園料を支払っているもの

■算定根拠

- ①入園料・・・新制度において基本は徴収しない。
- ②保育料 H27 年度案（定額）
 国の見解では、入園料を分割して保育料に上乗せ可能であるため、現状の 6,000 円を 12 月で割り保育料に上乗せし、保護者負担を最小限にとどめる程度の増額とした。
- ③経過措置園児の保育料
 入園料を既に徴収しているため、新入園児の保育料額から入園料分を差し引いた金額で設定。
- ④階層 1・2 の減免措置
 現在、申請により全額免除を実施している。
 改正後は、生活保護世帯（階層 1）については免除とする。
 市民税非課税世帯（階層 2）については、現状と同様に申請により免除とする。

4. 多子世帯軽減の実施について

【制度の概要】 国の制度に基づくもの

- 第 1 子・・・保育料全額徴収
- 第 2 子・・・保育料の半額徴収
- 第 3 子以降・・・保育料無料

※小学校 3 年生以下の児童を対象に第 1 子からカウントする

【園児の状況】

(単位：人)

【園別園児数】

階層	第1子	第2子	第3子	合計	社幼稚園	福田幼稚園
1	0	0	0	0	0	0
2	2	3	0	5	4	1
3	17	11	0	28	18	10
4	25	27	2	54	31	23
5	5	7	0	12	8	4
合計	49	48	2	99	61	38
保育料	全額	半額	無料			

【軽減による市歳入への影響】

(単位：円)

入園料	保育料設定額	多子世帯軽減の有無	年間歳入額	H26実施との差額	備考
6,000円	5,000円	無	6,222,000	—	H26年度実施
入園料なし	経過措置5,500円 新入園児6,000円	有	5,034,000	△1,188,000	H27年度実施案

※現状の園児数で試算

- 実施理由 国の制度であり、子育て世帯の負担軽減のための制度である。
多子世帯にとって子どもを生み育てる環境を整えるためにも必要であり、私立認定こども園・保育園との均衡を図るためにも必要である。
- 国庫補助金 未定（国で現在検討中）
平成26年度は「幼稚園就園奨励費」という国庫補助金あり。
新制度では、廃止の予定。

5. 園児1人当たりにかかる費用

(単位：円)

	H25年度決算額	H26年度予算額	H27年度案
歳入 保育料(入園料含む)(A)	5,357,000	6,222,000	5,034,000
歳出 決算額 (B)	55,210,104	57,044,000	57,044,000
1人当たりの費用 (B/D)	641,978	576,202	576,202
公費負担(B)－(A) (C)	49,853,104	50,822,000	52,010,000
公費に対する1人当たり(C/D)	579,687	513,354	525,354
園児数 (D)	86	99	99
歳出(B)中の人件費の額	47,000,000	48,710,000	48,710,000

※現在の園児数、予算額はH26年度を基に算定。